

振込入金専用口座預金規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
規定なし	<u>7.（規定の変更）</u> 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。
7.（その他） （略）	<u>8.（その他）</u> （略）